◇**株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第二九三号）（経済産業省）

一　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二七年法律第二九号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部改正関係

改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の一部の施行の日（平成二七年一〇月一日）から施行することとした。

◇**労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九四号）（厚生労働省）

1　名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物として、ナフタレン及びナフタレンを含有する製剤その他の物（以下「ナフタレン等」という。）並びにリフラクトリーセラミックファイバー及びリフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を追加することとした。（第一八条関係）

2　健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二二条第二項関係）

3　特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等を追加することとした。（別表第三第二号関係）

4　適用除外

ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については、作業主任者を選任すべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないこととした。（第六条第一八号、第二一条第七号及び第二二条第一項第三号関係）

5　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第四項関係）

6　施行期日

この政令は、平成二七年一一月一日から施行することとした。

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九五号）（国土交通省）

1　船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準について、北米海域及び米国カリブ海海域において新たな基準を適用することとした。（第一一条の七関係）

2　船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準及び船舶において使用する燃料油の品質の基準について、特別の基準を適用する海域である米国カリブ海海域の一部の座標を修正することとした。（別表第五関係）

3　この政令は、平成二七年九月一日から施行することとした。

◇**南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二九六号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二八年二月二九日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年八月二十六日とする。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十一号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十八条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第一項ただし書及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十八条第六項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改める。

第四条中「第十二条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改める。